

## 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 倫理懲罰規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「当法人」という。）の倫理及び懲罰に関する基本事項を定めることにより、当法人関係者の非違行為を防止するとともに非違行為に対する適切な対応を確保し、もって当法人の社会的信用を保全して当法人の目的達成と事業遂行に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パワー・ハラスメント チームその他の団体又は組織（以下「チーム等」という。）において、地位、人間関係その他に関する優位性を背景に、適正な範囲を超えて、その構成員に精神的・身体的苦痛を与える、又はチーム等の活動環境を悪化させる行為（先輩・後輩間、同僚間、部下から上司に対するものも含む。）をいう。
- (2) セクシャル・ハラスメント 次に掲げるものをいう。
  - イ チーム等において性的な言動を行い、これに対するその構成員の対応により当該構成員に不利益を与えること。
  - ロ チーム等において性的な言動を行い、その構成員の活動環境を害すること。

### (適用範囲)

**第3条** この規程は、次の者に適用する。

- (1) 当法人の会員、役員及び委員会の構成員
  - (2) 当法人が組織する日本代表チームその他のチーム（以下「日本代表チーム等」という。）、当法人が主催又は後援する日本選手権その他の大会、試合又はイベント（以下「主催大会等」という。）に出場又は参加するチーム（以下「主催大会出場チーム等」という。）又は個人、日本代表チーム等又は主催大会出場チーム等の構成員（指導者、選手及びスタッフを含む。）並びに主催大会等において活動する審判
  - (3) 当法人の加盟団体、その社員、会員その他の構成員、役員及び委員会の委員、当法人の加盟団体又はその構成員（以下「加盟団体等」という。）の加盟チーム、その指導者、選手及びスタッフ、並びに加盟団体等に所属する審判
- 2 前項に規定する身分にある間に非違行為を行った者又はチームその他の団体は、その身分を失った後においてもなおその身分にあるものとみなして、懲罰に関する規定を適用する。
- 3 第1項に規定する身分にあった者又はチームその他の団体がその身分を失った後においてもなお当法人に対して守秘義務その他の義務を有する場合において、その義務に違反したときも前項と同様とする。

### (非違行為)

**第4条** 次に掲げる行為（以下「非違行為」という。）を禁止する。

- (1) 暴力行為、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、差別的な言動、その他他人の人権を侵害する行為(これらの行為を放置し、又は黙認することを含む。)。
- (2) アンチ・ドーピングに関する規範に違反する行為。
- (3) 会計及び経理処理、経費精算等における会計基準に基づかない不適切な処理、補助金、助成金等の他の目的への流用その他の不正又は不適切な財務会計行為。
- (4) 日本代表チーム等のメンバー(選手、指導者及びスタッフを含む。)の選考における不透明、不公正又は不適切な選考。
- (5) 公私を混同し、職務や地位を利用して自己又は第三者の利益を図ること。
- (6) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜若しくはもてなしを受けること、又は反社会的勢力との間で金銭の貸借などの取引を行うこと。
- (7) 参加する試合に関する賭け、試合の不正操作その他の国際アメリカンフットボール連盟の競技会の不正操作防止に関する規程第2条に掲げる禁止行為。
- (8) その他法令、当法人の定款、規程、規則その他の規範(当法人が受諾したもの)を含む。)に違反し、又は当法人が日本代表チーム等を組織し若しくは主催大会等を開催するに当たって個別に定める遵守事項(その名称は問わない。)に違反する行為。
- (9) アメリカンフットボール、当法人、日本代表チーム等、加盟団体等又はその加盟チームの品位、品格を棄損する言動。
- (10) その他前各号に準ずる行為、又は社会規範に反する行為。

#### (ガイドライン)

**第5条** 非違行為に該当するか否かの判断は、理事会において必要に応じて別に定めるガイドラインを参考とするものとする。

#### (倫理委員会の設置)

**第6条** この規程の実効性を確保するため、理事会の決議により、必要に応じて倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、中立性及び専門性を考慮した上で、利害関係者を除く専務理事、理事(1名以上)、及び外部有識者(1名以上)で構成するものとし、理事会の決議に基づき会長が委嘱し、解任する。
- 3 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。
- 4 倫理委員会の解散は、理事会の決議による。

#### (通報及び調査)

**第7条** 非違行為が発生したと疑うに足る理由がある場合、コンプライアンス担当理事(倫理委員会が設置された場合は倫理委員会、以下同じ。)は、事実関係の調査に当たる者(以下「調査担当者」という。)を指名して調査を行う(コンプライアンス担当理事が自ら調査を行うことも妨げない。)。調査担当者の指名に当たっては、中立性及び専門性を考慮するものとする。

- 2 調査担当者は、前項の事実関係の調査を実施する権限を有する。
- 3 調査担当者は、善良な管理者の注意をもって調査するとともに、調査で収集した事実を秘密

として厳正に管理・保持しなければならない。

- 4 調査担当者は、調査の対象となる者が未成年である場合には、プライバシーの保護に特に留意して調査を実施するものとする。
- 5 調査担当者は、第4条第1号の非違行為については、被害申立人の意思を確認した上、必要に応じて、調査の対象となる者又はチームその他の団体に対して同様の非違行為を行わないよう警告し、指導者等に対して指導を要請するなどの防止措置を講ずるものとする。
- 6 前5項の定めにかかわらず、非違行為が内部通報規程で定める内部通報受付窓口に通報された場合は、内部通報規程に基づき調査を実施する。
- 7 調査担当者は、調査結果をコンプライアンス担当理事へ報告するものとする。調査担当者は、調査結果について、調査関係者のプライバシーや営業秘密について十分留意して取り扱わなければならない。

#### (協力義務)

- 第8条** 調査の対象となる者又はチーム等並びに調査担当者から調査への協力を求められた者又はチーム等は、調査に協力しなければならない。
- 2 前項に規定する者又はチーム等は、調査に協力するに当たって事実の隠ぺい若しくは歪曲又は虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。

#### (審査)

- 第9条** 調査の結果、非違行為が認められた場合、コンプライアンス担当理事は、次条に基づいて処分等に関する案を作成し、認められた事実関係を付した上で理事会に報告する。
- 2 前項の処分等案の作成に当たっては、処分等の対象となる者が未成年である場合は、その将来を鑑み、適切な配慮をするものとする。
  - 3 コンプライアンス担当理事は、処分等の対象となる者又はチーム等が希望するときは、弁明の機会を与え、又は聴聞を行わなければならない。この場合において、その弁明又は聴聞の内容は、第1項の報告に記載しなければならない。
  - 4 理事会は、第1項の処分等に関する案を吟味した上で処分等を決定する。
  - 5 前4項の定めにかかわらず、違反行為が重大であり、迅速な処分等の必要性が高い場合には、会長は、第4項の処分等の決定に先立ち、暫定的な処分等をすることができる。会長は、かかる暫定的な処分等をした場合、速やかに理事会に報告するものとする。
  - 6 会長は、事案の軽重、被害者の意向その他の事情を考慮して必要と認めるときは、理事会の決議により処分等を公表するものとする。

#### (処分等)

- 第10条** 第4条に違反した者又はチーム等に対しては、その違反の内容と重大性に応じて次に掲げる処分を行う。

- (1) 当法人の会員及び加盟団体  
除名、無期限又は期限付きの資格停止又は活動停止、戒告
- (2) 当法人の役員

解任・解職、無期限又は期限付きの被選任資格停止又は活動停止、報酬の減額、戒告

(3) 当法人の委員会の構成員

解任、無期限又は期限付きの被選任資格停止又は活動停止、戒告

(4) 日本代表チーム等、主催大会出場チーム等、それらの構成員、主催大会等参加者並びに主催大会等で活動する審判

登録取消、参加又は活動資格のはく奪等当該大会等への参加若しくは出場又は当該大会等での活動を許さない措置、日本代表チーム等及び主催大会出場チーム等への選出、主催大会等への参加若しくは出場又は主催大会等での活動の資格を無期限又は期限付きで停止する措置、戒告

- 2 前項に定める処分に加え、当法人の加盟団体等からの除名、加盟団体等が主催する大会又は試合への出場停止その他の加盟団体等による処分が必要であると認められるときは、加盟団体等に対し、必要な処分を行うよう勧告するものとする。
- 3 第3条第1項第3号に掲げる者又はチーム等（当法人の加盟団体を除く。）が非違行為を行い、加盟団体等による処分が必要であると認められるときも、前項と同様とする。
- 4 第1項の定めにかかわらず、当法人の会員及び加盟団体の除名並びに当法人の役員の解任、解職及び報酬の減額については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款の定める手続による。
- 5 非違行為が軽微で第1項の処分には及ばない場合であっても、必要があるときは、厳重注意又は注意を与えるものとする。
- 6 第1項の処分をするときは、必要に応じ、再発防止のための措置を講じるものとする。

**(処分等の通告)**

**第11条** 理事会は、前条第1項に規定する処分又は同条第5項に規定する厳重注意若しくは注意（以下、本条及び次条において「処分等」という。）を受けた者又はチーム等（以下「被処分者等」という。）及び被処分者等が所属又は加盟するチームその他の団体があるときはその団体に対して、処分等の内容、処分等対象行為、及び処分等の理由を書面又は電磁的な方法により通告する。

**(不服申立て)**

**第12条** 被処分者等は、処分等について異議がある場合は、処分等を知った日から1か月以内に、会長に対し再審査を求めることができる。

- 2 会長は、不服の申立てを受けた場合、第三者が参加する裁定委員会を1か月以内に組織して再審査を命ずる。
- 3 裁定委員会の委員は、理事会の決議に基づき会長が委嘱し、解任する。ただし、当該事案を審理した倫理委員会の委員及び当該事案に関する利害関係者が含まれてはならない。
- 4 裁定委員会の構成及び運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 前4項の定めにかかわらず、被処分者等のうち競技者等から公益財団法人スポーツ仲裁機構に対して仲裁申立てがなされた場合、当該申立てに関する事項は同機構のスポーツ仲裁規則によって解決されるものとする。

**(アンチ・ドーピング規程との関係)**

**第13条** この規程の定めにかかわらず、第4条第2号に定めるアンチ・ドーピングに関する規範に違反する行為の結果管理については、アンチ・ドーピング規程の定めるところによる。

**(不正操作防止違反行為に関する国際アメリカンフットボール連盟との関係)**

**第14条** 第4条第7号に定める競技会の不正操作防止に関する規程違反の行為について、当法人と国際アメリカンフットボール連盟の管轄が競合するときは、同連盟の手続を優先する。

**(委任)**

**第15条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(改廃)**

**第16条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

**附則 (平成25年11月15日理事会決議)**

この規程は、決議の日（平成25年11月15日）より施行する。

**附則 (平成29年11月25日理事会決議)**

この規程は、決議の日（平成29年11月25日）より施行する。

**附則 (平成30年5月26日理事会決議)**

この規程は、決議の日（平成30年5月26日）より施行する。

**附則 (令和3年11月21日理事会決議)**

この規程は、決議の日（令和3年11月21日）より施行する。

**附則 (令和4年6月12日理事会決議)**

この規程は、決議の日（令和4年6月12日）より施行する。

**附則 (令和7年6月14日理事会決議)**

この規程は、決議の日（令和7年6月14日）より施行する。

**附則 (令和7年11月24日理事会決議)**

この規程は、決議の日（令和7年11月24日）より施行する。